

公調委平成26年(セ)第3号 座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

- (1) 被申請人は、申請人 a に対し、金 3 4 9 万 9 0 0 0 円を支払え。
- (2) 被申請人は、申請人 b に対し、金 1 0 0 万円を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、被申請人の工場からの騒音・振動により申請人らが精神的肉体的苦痛を被ったとして各 1 0 0 万円の慰謝料の支払を求めるとともに、申請人 a が、被申請人に対し、騒音・振動の対策に必要な費用として 2 4 9 万 9 0 0 0 円の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実，文中掲記の証拠及び審問の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人 a は、平成 2 0 年 1 月 1 6 日、肩書地において、木造ルーフィング葺き 2 階建ての建物（以下「本件建物」という。）を新築した。申請人らは、同年 3 月から本件建物に居住している。（乙 4）

イ 被申請人は、板金、金属の加工、溶接などを営む株式会社である。

(2) 本件建物と被申請人の工場の位置関係

本件建物と被申請人の工場（以下「本件工場」という。）の位置関係は別紙図面 1 のとおりである。

(3) 本件工場内の状況等

ア 被申請人は、昭和 40 年 6 月 22 日、本件建物敷地の南側に土地を購入して工場を建築し、平成 3 年 9 月 30 日、本件工場を新築した。

本件工場では、主として大型鉄素材の折り曲げ加工（ベンダー加工）、切断加工（シャーリング加工）、抜き打ち加工（タレットパンチプレス加工）及び溶接加工等を行っている。

本件工場の稼働時間は平日午前 8 時から午後 5 時までであり、土曜は隔週で休業し、日曜祝日は休業することを原則としている。しかし、そのときの業務量によって午後 5 時以降も稼働することがあり、休業日も稼働することがある。（乙 3， 9， 職 2）

イ 本件工場 1 階には、騒音規制法及び振動規制法における特定施設に該当するベンダー（プレスブレーキ）、タレットパンチプレス及びシャーリングがあり、これらは被申請人が平成 15 年までに設置したものである。その配置は別紙図面 2 のとおりであり、黄色部分が特定施設である。

本件工場 2 階・3 階では、溶接作業を実施している。（乙 11， 職 2）

ウ 本件工場南側には出入口と二重のシャッターがある。本件建物との敷地境界に面する本件工場北側の 1 階部分には開口部がなく、2 階部分の窓はふさがれていて、開けることができない。3 階部分の窓は開閉可能である。

（乙 5， 職 1， 2）

(4) 騒音・振動の規制基準

本件建物及び本件工場の所在地は、都市計画上、工業地域に指定されている。

本件工場に適用される騒音の規制基準は、午前8時から午後6時まで70 dB以下、午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで65 dB以下、午後11時から午前6時まで55 dB以下である。

また、本件工場に適用される振動の規制基準は、午前8時から午後7時まで70 dB以下、午後7時から午前8時まで60 dB以下である。（乙1，6ないし8，職1）

2 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 本件工場からの騒音・振動による被害が受忍限度を超えるか（違法性の有無）

【申請人らの主張】

ア 座間市の測定によれば、本件工場西側南側における騒音レベルが規制基準を超えている時間帯があった。本件工場北側東側でも同様の騒音が発生している。特に本件工場西側の測定場所は本件建物と本件工場の敷地境界に近く、その騒音レベルは本件建物と本件工場の敷地境界における騒音レベルと同じである。

イ 本件工場からは、ボン、ボン、ボン、ドン、ドン、ドンという重低音、ガチャーン、ガチャーン、ガシャーンという高い騒音、ウィーンという何かを削っている騒音があり、窓を閉めていても聞こえてくる。本件工場北側にあるタレットパンチプレスによる騒音は特にひどい。

ウ 本件工場からは、ドン、ドンと振動が伝わってきており、突然ドーンと床面が上がるようである。床に座っていると、床面がいつもジリジリしている感じがある。本件工場中央付近にあるベンダーによる振動は特にひどい。

エ 被申請人は、平日午前7時前ころから午後9時過ぎころまで、本件工場を稼働させており、そのほか土曜、日曜、祝日も作業を実施し、騒音・振動を発生させている。

オ 本件工場からの騒音・振動により，申請人らは精神的肉体的苦痛を受けた。

カ 本件建物が工業地域にあることから，申請人らはある程度の騒音・振動については我慢してきたが，本件工場からの騒音・振動は規制基準を大幅に超えるようになり，被申請人には周辺生活環境への配慮を尽くさない過失があった。

キ 本件工場からの騒音・振動による被害は受忍限度を超えて違法である。

【被申請人の認否・反論】

ア 申請人らの主張のうち，イないしエは不知。オカは否認し，アキは争う。

イ 座間市の測定結果によれば，本件工場北側では，規制基準を超えるような測定値は観測されていない。本件工場南側には大きな開口部が，西側には開閉式の窓があるが，北側には開口部がないのであるから，本件工場北側の騒音レベルは南側及び西側のそれとは異なるはずである。また，本件建物は，本件工場が接している西側公道に接しておらず，これに接する住宅に隣接しているのであるから，本件工場西側における騒音が本件建物における測定値と変わらないとはいえない。

ウ 本件建物と本件工場の敷地境界上における騒音・振動レベルの立証はない。むしろ，座間市の測定結果によれば，規制基準を超えるような騒音・振動は確認されていない。座間市の測定結果は，本件裁定申請前のものであるが，本件工場内で稼働している機械やこれを用いた作業内容が大きく変化した事実はない。

エ 本件建物の周辺は，工業系の工場等が多数存在する上，軍用機の飛行ルート下でもある。本件建物の周辺環境は静謐ではない。

オ 申請人らは，本件建物の敷地が工業地域に属することを知って，かつ南側隣接地に本件工場があることを知って本件建物の敷地を取得したのである。そして，住宅用地の取得に当たっては当然に現地を視察するから，申

請人らは、本件建物と本件工場との壁面距離が数メートルしか保てないことを敷地の購入時点で承知し、また、そうであるから、本件建物が本件工場による騒音・振動の影響を大きく受けるであろうことも承知して敷地を購入し、本件建物を建築したものとかがわれる。

そうすると、申請人らは、あえて自ら騒音・振動に接近したものだといふほかない。

カ 本件工場からの騒音・振動による被害は受忍限度の範囲内である。

キ 被申請人は、座間市から指導を受けた際はしかるべき改善措置を講じているが、指導を受けたのは本件建物側（本件建物と本件工場の敷地境界側）の騒音・振動に関するものではなく、本件建物側は、本件工場からの騒音・振動とも法定の規制基準を超えていない。

(2) 損害額

【申請人らの主張】

ア 慰謝料 各 100 万円

申請人らの精神的肉体的苦痛を慰謝するには各 100 万円が相当である。

イ 騒音及び振動対策費 249 万 9000 円

本件建物の騒音及び振動対策として、本件建物と本件工場との境界線付近に防音フェンスを作り、二重サッシやシャッターなどを設置する必要がある。これらの費用として 249 万 9000 円が必要である。

【被申請人の主張】

争う。

第 3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

(1) 座間市による騒音・振動レベルの測定状況等（職 1）

ア 申請人 b（以下「申請人 b」という。）は、平成 22 年 12 月 8 日、座間市役所に対し、本件工場からの騒音がひどいので、何とかしてほしいと

苦情を申し入れた。

座間市職員は、同月21日午前9時30分ころ、本件工場2階から金槌による打撃音がしたので、騒音レベルを測定したところ、60dB前後であった。

イ 座間市職員は、平成23年1月13日午後3時42分から午後4時までの間、本件建物と本件工場の敷地境界（以下「本件工場北側敷地境界」という。本件工場の南側、本件工場の西側の各敷地境界については、それぞれ「本件工場南側敷地境界」「本件工場西側敷地境界」という。）において、騒音レベルを測定したところ、平均して50dB前後であり、午後3時48分台に63.9dBと65.6dB、午後3時54分に56.3dB、午後3時55分に54.7dBの騒音レベルが測定された。本件工場からは金槌による打撃音と物を引きずる音がするものの、暗騒音の方が大きく感じられた。

申請人bは、同月24日午前10時2分ころ、座間市職員に対し、午後5時過ぎから午後9時ころまでのシャーリングの音がうるさいなどと話した。

座間市職員は、同日午後6時15分ころ、本件工場周辺を巡回したところ、機械の作動音が聞こえていたが、その音量は暗騒音とほぼ同程度であると感じた。

ウ 座間市職員は、平成23年3月4日午後7時5分ころ、同月7日午後6時25分ころ、同月10日午後7時50分ころ、同月14日午後6時45分ころ及び同月17日午後6時40分ころ、本件工場周辺を巡回した。しかし、本件工場の照明が消えていることが多く、本件工場からの騒音は全くなかった。

座間市職員は、同月22日午後3時40分ころ、本件工場北側敷地境界において、騒音レベルを測定したところ、57dB程度であった。また、座

座間市職員は、同日午後6時55分ころ、本件工場周辺を巡回したが、本件工場の照明が消えていて、本件工場からの騒音は全くなかった。

座間市職員は、同月28日午後6時20分ころ、本件工場周辺を巡回したが、同様の状況であった。

エ 座間市職員は、平成23年4月8日午前9時18分ころ、本件工場北側敷地境界において、本件工場からの騒音レベルを測定したところ、57dBから58dBほどであった。

オ 申請人bは、平成23年5月26日午後5時20分ころ、座間市職員に対し、本件工場からの作業音がうるさいので、騒音レベルを測定してほしいと連絡した。座間市職員は、同日午後5時40分ころ、本件工場北側敷地境界において、5分ほど騒音レベルを測定したところ、最大で58.2dB、平均で56dBであった。座間市職員が、申請人bに対し、この結果を報告したところ、申請人bから、本件建物2階で測定してほしいと言われた。座間市職員が、本件建物2階で測定したところ、最大で67dB、平均で59.06dBであった。

その後、座間市職員は、同月31日午後4時25分ころ、同年6月1日午前11時5分ころ、午後3時40分ころ、同月2日午前11時40分ころ、午後1時40分ころ、午後4時35分ころ及び同月6日午後2時34分ころ、本件工場周辺を巡回したが、本件工場からの騒音に問題は感じられなかった。

カ 座間市職員は、平成23年6月7日午前11時ころ、本件工場南側敷地境界において、騒音レベルを測定した。シャッターを開放した状態で最大92.7dB、シャッターを二重にした状態で最大69dB（タレットパンチプレス作業時）、74dB（シャーリング作業時）であり、さらに、同月10日午後1時45分ころ、本件工場南側敷地境界において、騒音レベルを測定したところ、シャッターを開放した状態で最大74.5dBであった。

座間市役所は、同月15日付けで、被申請人に対し、本件工場南側からの騒音を基準値内とするよう指導した。

キ 座間市職員は、平成23年9月6日午後8時35分ころ、本件工場西側敷地境界において、5分間騒音レベルを測定したところ、 L_{Aeq} （等価騒音レベル）が69.5dB、 L_{A5} （90パーセントレンジの上端値）が74.0dBであった（すなわち、実測時間のうち5パーセントの時間帯が74.0dBを超えていた。）。測定時には本件工場西側窓が開いている状態であった。

座間市職員は、同月27日午後5時21分ころから午後8時8分ころまでの間、同月28日午後5時22分ころから午後7時45分ころまでの間及び同月29日午後5時19分ころから午後7時56分ころまでの間、本件工場北側敷地境界において、振動レベルを測定したところ、規制基準内であった。他方、本件工場西側敷地境界における騒音レベルは規制基準を超えていた。なお、各測定時、本件工場西側の窓が壊れており、被申請人は、同年10月ころにはこれを修理した。

ク 座間市職員は、平成23年12月21日午後4時7分ころ、本件工場南側シャッター付近で騒音レベルを測定したところ、80dBほどであった。

座間市職員は、申請人b及び被申請人社員に対し、本件工場北側については規制基準内の騒音レベルであったので、関与しない、本件工場南側西側における騒音レベルを規制基準内にすることが必要である旨を述べた。

座間市職員は、同月26日午後4時10分ころから、本件工場北側敷地境界において、振動レベルの測定を開始した。午後5時40分ころに68dBを記録した。

申請人bは、帰宅後の午後6時55分ころ、座間市職員に対し、今揺れているので測定してほしいと述べた。これを受けて、座間市職員が振動レベルを測定したところ、最大振動レベルは64.0dBで、 L_{v10} （80パーセ

ントレンジの上端値)は55.5dBであった(すなわち、実測時間のうち10パーセントの時間帯が55.5dBを超えていた。)

ケ 座間市職員は、平成24年1月25日午前9時25分ころから午前11時13分ころまでの間、本件工場北側敷地境界において、振動レベルを測定したところ、最大振動レベルが62dBであって規制基準内であった。

座間市職員が、被申請人代表者に対し、振動対策について問い合わせたところ、ベンダーの型枠台に油を塗り、作業速度を遅くしたことが影響しているのではないかとの回答を受けた。

コ 座間市職員は、平成25年1月30日午前10時22分ころから午前10時35分ころまでの間、本件工場北側敷地境界において、振動レベルを測定したところ、 L_{v10} は52.5dBであった。

サ 被申請人は、座間市の指導を受け、タレットパンチプレスやシャーリングの周囲に吸音材を取り付けたり、落下音の音量軽減のため、シャーリングの切断板受けにテーブルリフターを設置するなどした(職2)。

(2) 職権調査の結果(職3)

裁定委員会は、中外テクノス株式会社に騒音・振動レベルの測定を委託し、平成27年1月29日午後1時から午後5時までの間、本件工場北側敷地境界における騒音・振動レベルの測定を行った。

ア 騒音レベル(L_{A5})

道路交通、航空機及び周辺工場から発生したものと特定できる騒音を分離した測定結果(本件工場からの騒音のみを対象とした測定結果ではない。)は、午後1時から午後2時までの時間帯が53dB、午後2時から午後3時までの時間帯が52dB、午後3時から午後4時までの時間帯が53dB、午後4時から午後5時までの時間帯が54dBであった。

他方、道路交通騒音等を含めた測定結果は、すべての時間帯で62dBであった。

イ 振動レベル (L_{V10})

本件工場北側敷地境界においては、本件工場のほか周辺工場及び道路交通からの振動が同時連続的に発生しており、本件工場のみ振動を分離できなかった。これらすべての振動を対象とした測定結果は、午後1時から午後2時までの時間帯が54 dB、午後2時から午後3時までの時間帯が56 dB、午後3時から午後4時までの時間帯が56 dB、午後4時から午後5時までの時間帯が52 dBであった。

2 争点(1) (本件工場からの騒音・振動による被害が受忍限度を超えるか(違法性の有無)) について

(1) 判断基準

騒音・振動被害が一般社会通念上受忍すべき程度を超えるか否かは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、工場所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、これを判断することが相当である。

(2) 本件工場からの騒音被害について

ア 騒音の程度

(ア) 本件工場からの騒音の程度をみると、座間市の測定結果によれば、本件工場北側敷地境界において、最大値であっても午前8時から午後6時までの規制基準(70 dB)を超えることはなく、60 dB未満にとどまっているのがほとんどである。

そして、本件工場からの騒音は騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動しているといえるから(職3・11頁)、評価指標として L_{A5} を用いるべきところ、本件職権調査の結果によれば、道路交通、航空機及び周辺工場から発生したものと特定できる騒音を分離した測定結果であっても、 L_{A5} で55 dB未満である。

このように、座間市の測定結果及び本件職権調査の結果は整合的であって、本件工場からの騒音が本件工場北側敷地境界において規制基準を超えていると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) これに対し、申請人らは、本件工場北側敷地境界において自ら測定した結果を撮影した写真（甲10）を提出しており、これによれば、概ね65dBから72dBほどの騒音レベル（ L_A ）が測定されていることが認められる。

しかし、申請人らの使用した騒音計について計量法に基づく検定を受けたことを認めるに足りる証拠はない上、本件職権調査の結果によれば、本件工場北側敷地境界では道路交通騒音等による影響も認められるから、上記申請人らの測定結果がこれらの影響を受けていないかどうかを判断する資料がない以上、上記申請人らの測定結果が本件工場からの騒音のみによるものであると認めることはできない。

(ウ) また、申請人らは、本件工場南側西側敷地境界において、規制基準を超えた騒音レベルが測定されているから、本件工場北側敷地境界も同様に規制基準を超えていると主張する。

しかし、上記(ア)のとおり、座間市の測定結果及び本件職権調査の結果によれば、本件工場からの騒音が本件工場北側敷地境界において規制基準を超えていると認めるのは困難である。本件工場南側の測定結果はシャッターを開放したときに測定したもの、本件工場西側の測定結果は窓が開いていたときあるいは窓ガラスが割れていたときに測定したものであるから、それから直ちに開口部の存在しない本件工場北側敷地境界の測定結果が同様に規制基準を超えていたということはできない。したがって、申請人らの主張は採用できない。

イ 被侵害利益の性質と内容

申請人らは、精神的肉体的苦痛を被った旨を主張するが、上記アの騒音の程度に照らすと、本件工場からの騒音による煩わしさを感じるといった程度で不快感を被ったとしても病院へ行くほどでもなく、その被害の程度は軽微といえる。

ウ 本件建物所在地の地域性

本件建物所在地は工業地域に指定されている。また、本件職権調査の結果によれば、道路交通、航空機及び周辺工場から発生したものと特定できる騒音を分離した測定結果は、52 dBから54 dBの範囲であって、道路交通騒音等を含めた測定結果と比べて10 dB程度低いものにとどまっているから、本件工場からの騒音が、本件工場北側敷地境界における騒音レベルに与える影響は小さいといえる。すなわち、本件工場北側敷地境界においては、本件工場からの騒音よりも暗騒音による影響が大きいといえる。

エ 先住性等

前記第2の1の前提事実及び証拠（甲5）によれば、本件工場は、平成3年9月30日に新築され、申請人aは、平成19年6月25日、本件建物敷地を購入し、平成20年1月16日、本件建物を新築したのである。また、重要事項説明書（甲6の1）の特記事項には「本物件は、工業地域の為、近隣には工場・会社等が点在しておりますので、騒音・振動・臭気等が生じる場合があります。」と記載されている。

そうすると、申請人らは、本件建物の敷地が工業地域に存在することを認識していたばかりか、本件建物の敷地購入時に現地を見分することによって、本件工場やその周辺工場からの騒音の程度を一定程度認識することができたというべきである。

オ 総合判断

以上のとおり、申請人らは、本件建物の敷地購入に当たって、それが工業地域に所在することを認識し、さらに本件工場やその周辺工場からの騒

音の程度を一定程度認識し得たといえるところ、本件工場からの騒音が規制基準内であること、本件建物所在地の地域性、特に暗騒音のレベルが本件工場からの騒音レベルに比して高く、本件工場からの騒音は本件工場北側敷地境界において影響が小さいといえることを考慮すれば、本件工場からの騒音による被害は受忍限度の範囲内にとどまるものというべきである。

(3) 本件工場からの振動被害について

本件工場からの振動は振動計の指示値が不規則かつ大幅に変動しているといえるから（職3・11頁）、評価指標として L_{v10} を用いるべきところ、座間市が実施した測定結果によれば、 L_{v10} はそれぞれ55.5dB、52.5dBであり、職権調査の結果によれば、道路交通振動を含めても L_{v10} が52dBから56dBの範囲であるから、規制基準を超えていない。上記振動の程度を考慮すれば、申請人らの被害は振動を体感し得たという程度の不快感であると理解されるところ、騒音の場合と同様に、本件建物所在地の地域性（工業地域に指定されている上、本件工場からの振動と暗振動が同時に存在しており、本件工場からの振動が暗振動を大きく超えるとは評価できないこと）、先住性を考慮すれば、本件工場からの振動による被害は受忍限度の範囲内にとどまるものというべきである。

なお、本件工場からの騒音・振動を一体として考慮したとしても、騒音・振動による被害の程度は軽微であることなどこれまでに説示したところによれば、本件工場からの騒音・振動による被害は受忍限度の範囲内といえる。

3 結論

以上によれば、その余の争点を検討するまでもなく、申請人らの本件裁定申請はいずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成27年5月29日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 杉 野 翔 子

裁定委員 柴 山 秀 雄

(別紙省略)